

「三重の木」等の利用の促進に関する協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第 15 条第 1 項に基づき、株式会社オオコーチ（以下「甲」という。）、三重県（以下「乙」という。）は、「三重の木」等の利用の促進に関する協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」について、甲、乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

（1）甲による木材の利用に関する構想

①構想の内容

- ・甲は、製造業及び建設業を営む自社の事業活動を通じ、「三重の木」等（合法性が証明され、一定の規格基準を満たす三重県産材である「三重の木」認証材及びそれ以外の三重県内の区域にある森林から生産された木材をいう。）を用いた製材品を製造し、県内の木造・木質化物件において積極的に活用することで、地域の森林資源の持続可能性の確保とカーボンニュートラルの実現に寄与していく。
- ・甲は、「三重の木」等の積極活用や木質バイオマス利用により、二酸化炭素の削減や建築物による固定の促進に取り組むことで、脱炭素社会の実現に貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

- ・甲は、J A S 認証工場及び三重の木認証事業者として、「三重の木」等製材品の安定供給が行える体制を活かし、これらの活用を推進していくことで、県内の林業活性化につなげていく。
- ・今後予定される建築物において、「三重の木」等を利用する設計を基本とし、産地指定の無い場合においても積極的に「三重の木」等を用いることとし、5年間で計 1,000m³の「三重の木」等を利用する。
- ・甲は、社有林を活かした森林教育を実施し、一般消費者に情報発信する機会を設けるとともに「三重の木」等のPRを図り、その様子についてSNS等を通じて積極的に発信する。
- ・甲は建築主、設計士、施工業者などの建築に関わる者に対し、木材を利用することや地域で産出される木材を使う意義を伝えることにより「三重の木」等の活用を推進する。また、乙の実施する「木づかい宣言」への参画や、地方公共団体との建築物木材利用促進協定の締結を呼び掛けることで、当事者意識を高めていく。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、木材利用に関する相談窓口や専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

三重県

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和11年3月31日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が署名の上、各自その1通を保管するものとする。

令和6年11月21日

甲 株式会社オオコーチ

代表取締役社長 黄 瀬 栄 一 郎

乙 三重県

三重県知事 一 見 勝 之